

資料2-1

報告事項2 都市再開発の方針の変更について



令和7年6月26日(木) 令和7年度第1回習志野市都市計画審議会

○都市再開発法

第1条(目的)

この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、**都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新**とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

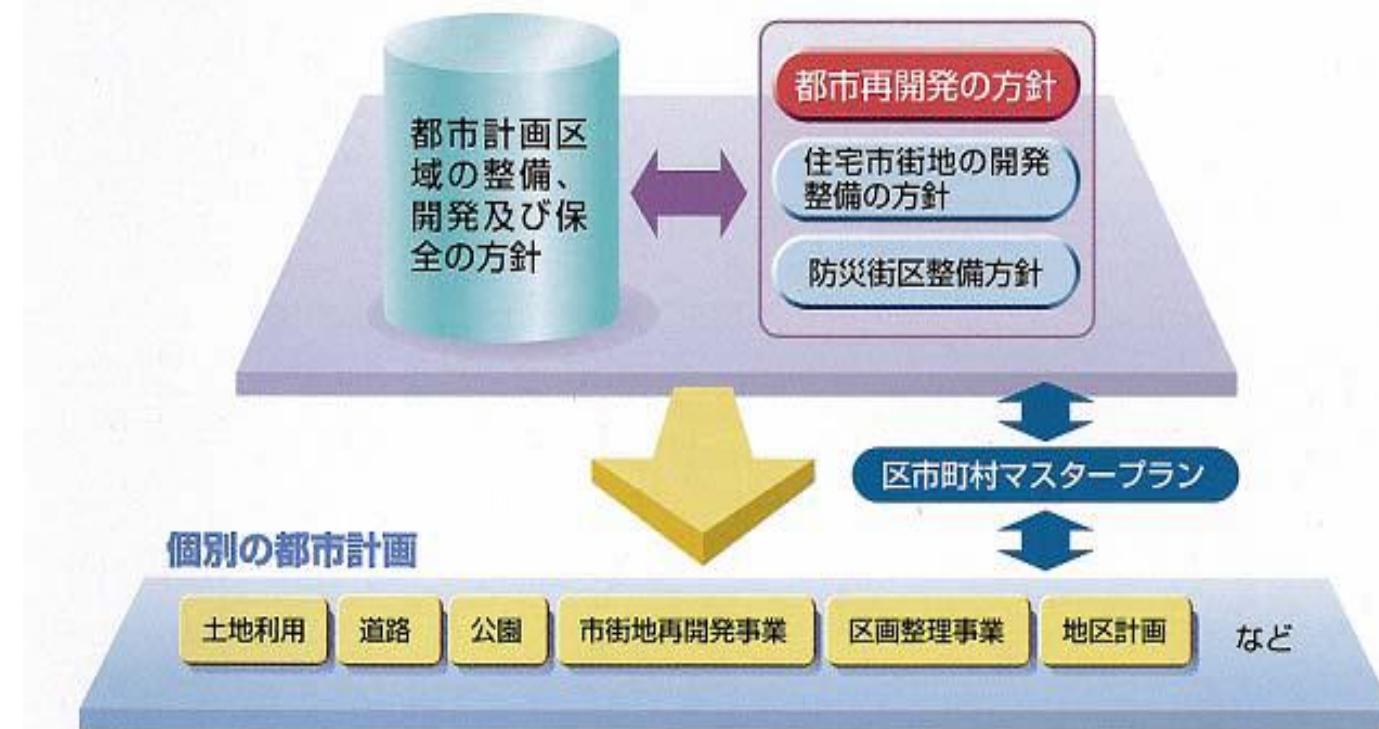
第2条の3(都市再開発方針)

市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に定める。

策定のねらい

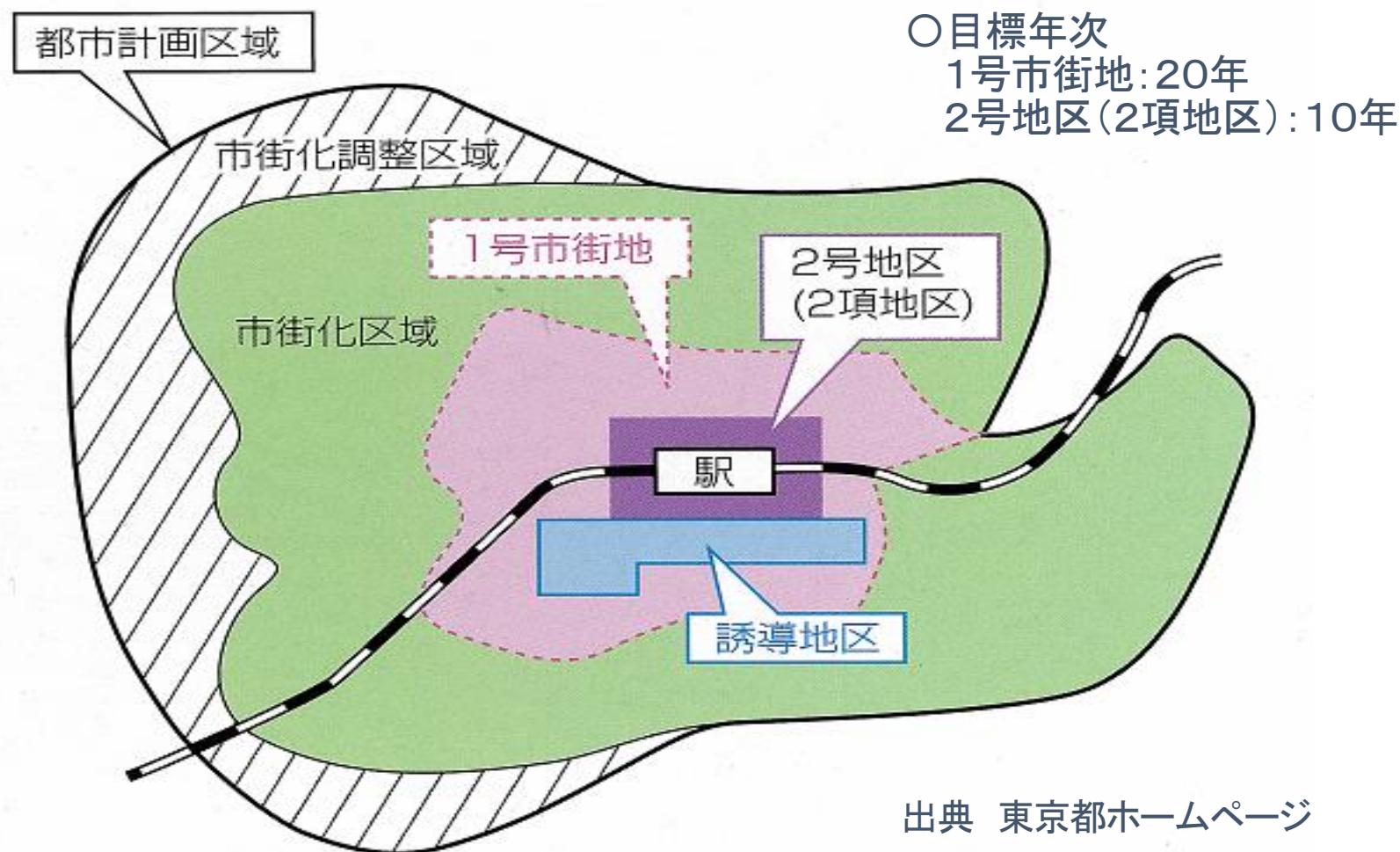
- ①都市再開発に関する個々の事業について都市全体からみた効果を十分に発揮させる。
- ②民間建築活動を適正に誘導して民間投資の社会的意義を増加させる。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針などと共に、
土地利用、都市計画道路、市街地開発事業などの個別の
都市計画の上位に位置付けられている。



出典 東京都ホームページ

都市再開発の方針のイメージ図



今後の流れについて

「習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスター・プラン)」の変更スケジュールに合わせて進めます。(千葉県決定)

